日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

調剤報酬全点数解説(2020年度改定版)
「調剤料」

作成： 日医工株式会社(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

凡例

疑義解釈

MPSコメント

※3月29日修正点
p7で使用しているイラストを実態に合ったものに差し替えました

資料No.20210326-1116-1

本資料は、2021年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株) が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

日医工がお届けする Stu-GE では、調剤報酬の全点数について詳細な解説資料をご用意しております

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598

Stu-GE 調剤報酬全点数 検索 CLICK!

調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数　資料掲載確認表（2021年5月14日時点）

日医工MPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE		ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1～3、特例)」	1067	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868	https://yakumed.jp/articles/44	https://yakumed.jp/articles/54
	① 3カ月以内に再来局（かつ 手帳による情報提供）		43点					
	② ①、③、④以外		57点					
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点					
	薬剤服用歴管理指導料（特例）	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点					
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873	https://yakumed.jp/articles/57	https://yakumed.jp/articles/67
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884	https://yakumed.jp/articles/55	https://yakumed.jp/articles/60
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点					
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点					
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算1,2」	1072	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877	https://yakumed.jp/articles/51	https://yakumed.jp/articles/59
	特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点					

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

01 調剤料

区分		点数	区分		点数
内服薬 服薬時点が同一である場合、1剤として算定(3剤まで)			**浸煎薬(1調剤につき 3調剤まで)**		190点
			湯薬(1調剤につき 3調剤まで)		
調剤日数	7日分以下	28点	調剤日数	7日分以下	190点
	8日分以上14日分以下	55点		8日分以上28日分以下	
	15日分以上21日分以下	64点		7日目以下の部分	190点
	22日分以上30日分以下	77点		8日目以上の部分(1日分につき)	10点
	31日分以上	86点		29日分以上の場合	400点
内服用滴剤		10点	**注射薬(1回の処方箋受付において、調剤数に関わらず)**		26点
頓服薬(1回の処方箋受付 剤数に関わらず)		21点	**外用薬(1調剤につき 3調剤まで)**		10点

内服薬と外用薬の調剤料は、同一有効成分、同一剤形の薬剤が複数ある場合、その数に限らず1剤(1調剤)とする。
下記の薬剤はそれぞれ別剤形として取り扱う(平成28年4月25日 調剤 疑義解釈より)

内服薬		
錠剤	経口ゼリー剤	ドライシロップ剤
口腔内崩壊錠	顆粒剤	チュアブル
分散錠	細粒剤	バッカル
粒状錠	末剤	舌下錠
カプセル剤	液剤	
散剤	シロップ剤	

外用薬				
軟膏剤	パウダー剤	眼軟膏	貼付剤	口嗽剤
クリーム剤	ゲル剤	点鼻剤	テープ剤	トローチ剤
ローション剤	吸入粉末剤	点耳剤	硬膏剤	
液剤	吸入液	耳鼻科用吸入剤	坐剤	
スプレー剤	吸入エアゾール剤	噴霧剤	膣剤	
ゼリー剤	点眼剤	パップ剤	注腸剤	

本資料は、2021年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

内服薬の調剤料の計算例

処方例		回数	服用時点	処方例
内服薬	Aカプセル	1日2回	朝食後・夕食後	28日
	B錠	1日2回	朝食後・夕食後	28日
	Cチュアブル錠	1日2回	朝食後・夕食後	28日
	D錠	1回/週	起床時	4日
屯服薬	E舌下錠	1回	屯服	5回
内服用滴剤	Z液	1回	朝食後	1本

同一有効成分、同一剤形が複数ある場合、1剤として算定

A・B服用時点が同じのため1剤

Cチュアブル錠は服用方法が異なるため別剤として算定

D錠投与しない日がある際、実際の投与日数により算定

内服用固形剤と内服用液剤がある場合、別剤として算定

調剤料の計算式

配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合も別剤として算定可

内服用滴剤とは、内服用の液剤であって1回の使用量が極めて少量（1滴ないし数滴）でありスポイト、滴瓶等により分割使用するもの

1日2回朝・夕食後
Aカプセル
B錠
（28日分）77点

1日2回朝・夕食後
Cチュアブル錠
(服用方法が異なる)
（28日分）77点

週1回起床時
D錠
(投与しない日がある場合)
（4日分）28点

屯服薬
E舌下錠
21点

内服用滴剤
Z液
10点

計 213点

ドライシロップ剤の場合
調剤の際溶解し、液剤(シロップ剤）として投与する場合は 内服用液剤として算定。その際他剤の液剤と一緒に投与する場合は1剤として算定。 散剤としてそのまま投与するときは内服用固形剤として算定。

本資料は、2021年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

漢方薬の浸煎薬・湯薬

浸煎薬

・生薬を薬局で浸煎し液剤として製したもの
・浸煎薬の調剤料は、日数に関わらず1調剤につき算定
・1回の処方箋受付で3調剤まで算定可
・内服薬と湯薬を同時に算定した場合は、内服薬については剤数を、湯薬については調剤数を浸煎薬の調剤数に含める

湯薬

・薬局で2種類以上の生薬(粗切、中切、細切したもの）を混合調剤し、患者服用するために煎じる量毎に分包したもの
・湯薬の調剤料は、1調剤につき投薬日数に応じて所定点数を算定
・1回の処方箋受付で3調剤まで算定可
・内服薬または浸煎薬を同時に算定した場合には、内服薬については剤数を、浸煎薬については調剤数を湯薬の調剤数に含める

本資料は、2021年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤①

インスリン製剤	人工腎臓用透析液 （在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る）
ヒト成長ホルモン剤	
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤	血液凝固阻止剤 （在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る）
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤	
乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤	生理食塩水 （在宅血液透析患者に対して使用する場合及びこちらに掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る）
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤	
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤	
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤	プロスタグランジンＩ２製剤
活性化プロトロンビン複合体	モルヒネ塩酸塩製剤※2
乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体	エタネルセプト製剤
自己連続携行式腹膜灌流用灌流液	注射用水 （こちらに掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る）
在宅中心静脈栄養法用輸液※1	
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤	ペグビソマント製剤
性腺刺激ホルモン製剤	スマトリプタン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体	フェンタニルクエン酸塩製剤※2
ソマトスタチンアナログ	複方オキシコドン製剤※2
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤	オキシコドン塩酸塩製剤※2
インターフェロンアルファ製剤	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤
インターフェロンベータ製剤	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤
ブプレノルフィン製剤	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤
抗悪性腫瘍剤	プロトンポンプ阻害剤
グルカゴン製剤	Ｈ２遮断剤
グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤
ヒトソマトメジンＣ製剤	トラネキサム酸製剤

※印はP7で詳しく解説します

処方医及び保険薬剤師の医学薬学的判断に基づき適当を認められるものは、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与OK

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和２年３月５日付け保医発0305第１号）及び令和3年3月5日発出　厚生労働省告示第六十三号より抽出

本資料は、2021年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤②

フルルビプロフェンアキセチル製剤	脂肪乳剤
メトクロプラミド製剤	セクキヌマブ製剤
プロクロルペラジン製剤	エボロクマブ製剤
ブチルスコポラミン臭化物製剤	ブロダルマブ製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤	アリロクマブ製剤
アダリムマブ製剤	ベリムマブ製剤
エリスロポエチン （在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る）	イキセキズマブ製剤
	ゴリムマブ製剤
	エミシズマブ製剤
ダルベポエチン （在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る）	イカチバント製剤
	サリルマブ製剤
	デュピルマブ製剤
テリパラチド製剤	ヒドロモルフォン塩酸塩製剤※2
アドレナリン製剤	インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤
ヘパリンカルシウム製剤	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤	遺伝子組換えヒトvonWillebrand 因子製剤
セルトリズマブペゴル製剤	ブロスマブ製剤
トシリズマブ製剤	アガルシダーゼ アルファ製剤
メトレレプチン製剤	アガルシダーゼ ベータ製剤
アバタセプト製剤	アルグルコシダーゼ アルファ製剤
ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤	イデュルスルファーゼ製剤
電解質製剤※3	イミグルセラーゼ製剤
注射用抗菌薬	エロスルファーゼ アルファ製剤
エダラボン製剤 （筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る）	ガルスルファーゼ製剤
	セベリパーゼ アルファ製剤
アスホターゼ アルファ製剤	ベラグルセラーゼ アルファ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤	ラロニダーゼ製剤

※印はP7で詳しく解説します

処方医及び保険薬剤師の医学薬学的判断に基づき適当を認められるものは、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与OK

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和２年３月５日付け保医発0305第１号）及び令和3年3月5日発出　厚生労働省告示第六十三号より抽出

本資料は、2021年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

注射薬の調剤上の注意点

在宅中心静脈栄養法用輸液※1
＝高カロリー輸液　＋　ビタミン剤
高カロリー輸液用微量元素製剤
血液凝固阻止剤

処方医および保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅自己中心静脈栄養法用輸液に添加して投与しても可

患者に渡す場合は下記の処置★が必要
★薬液が取り出せない
★注入速度を変更できない注入ポンプ等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付する

医療用麻薬※２に該当する下記の製剤
「モルヒネ塩酸塩製剤」
「フェンタニルクエン酸塩製剤」
「複方オキシコドン製剤」
「オキシコドン塩酸塩製剤」
「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」

電解質製剤※3＝経口摂取不能または不十分な場合の水分・電解質の補給維持を目的とした注射薬（高カロリー輸液を除く）をいい、電解質製剤以外に
・電解質補正製剤
（電解質製剤に添加して投与する注射薬に限る）
・ビタミン剤
・高カロリー輸液用微量元素製剤
・血液凝固阻止剤
を投与することができる。

①交付

麻薬処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、処置★の必要なし

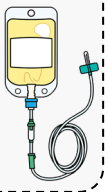

❸手渡し

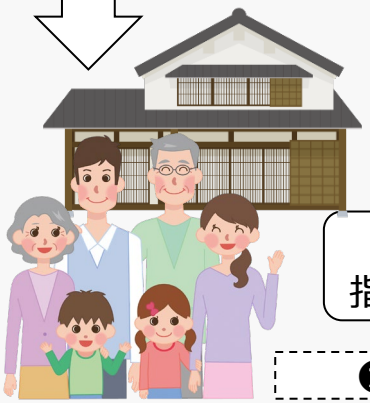

❷指示

麻薬の処方医の指示を受けた看護師

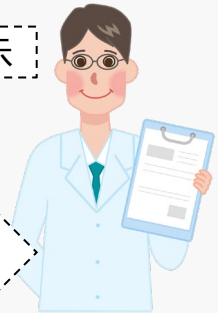

❶患者又は家族の意思

本資料は、2021年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

外用薬の調剤上の注意点

投与日数に関わらず、1調剤につき算定

○○○○年○○月						
日	月	火	水	木	金	土
					2	3
4	5	6			9	10
11	12	13		15	16	17
18	19	20	21		23	24
25	26	27	28	29	30	31

1回の処方箋受付について4調剤以上ある場合は、3調剤まで算定可

トローチは外用剤として算定

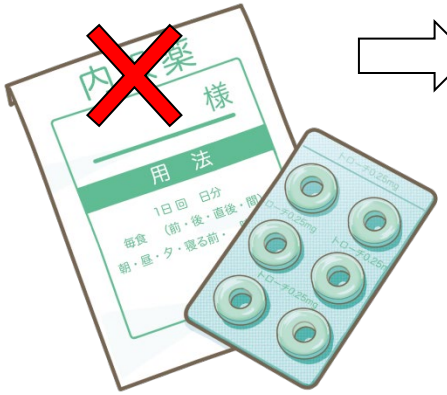

⇨ **外用剤**

同一有効成分で同一剤形の外用剤が複数ある場合は、その数に関わらず、1調剤として取り扱う

⇨ **1剤**

同一成分、同一剤形で、先発品と後発品を同時に調剤する場合等も該当

本資料は、2021年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

日医工がお届けする Stu-GE（スタジー） は、
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連　新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
  DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無　料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を！！

会員特典１　資料の先行公開

会員特典２　更新情報をメールでお知らせ

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.